

壱岐市国土強靱化地域計画



令和2年3月 策定

令和7年3月 改訂

長崎県壱岐市

目 次

1 はじめに	1
2 香岐市国土強靱化地域計画策定の趣旨、目的及び計画期間.....	2
3 香岐市の特徴、想定される大規模災害.....	4
(1) 香岐市の特徴.....	4
(2) 香岐市において想定される大規模災害.....	5
4 香岐市国土強靱化地域計画の基本的考え方.....	9
(1) 取組の基本的な姿勢.....	9
(2) 想定するリスク.....	10
(3) 目標.....	10
(4) リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態).....	11
(5) 施策分野.....	13
5 脆弱性の分析、評価、課題の検討.....	14
6 施策分野ごとの対応方策(推進方針).....	16
【横断的分野】	
(1) リスクコミュニケーション.....	16
(2) 老朽化対策.....	16
(3) 本土からの孤立化対策.....	17
(4) 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能.....	18
【個別施策分野】	
(5) 行政機能／警察、消防.....	18
(6) 住宅・都市、環境.....	20
(7) 保健医療・福祉.....	21
(8) 産業(情報通信、エネルギー、産業構造).....	23
(9) 農林水産.....	24
(10) 国土保全・交通(国土保全、交通、物流).....	25
7 施策の重点化.....	30
8 計画の推進体制.....	32

(別紙)

「リスクシナリオ別脆弱性評価結果及び対応方策(推進方針)」、「個別事業一覧」

1.はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広範囲で強い揺れと大きな津波が観測され、人命や家屋等に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であり、その自然の猛威のすさまじさは国内、国外問わず大きな衝撃を与え、現在も国家の総力をあげた復興への取り組みが進められている。大規模地震に関しては、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等により深刻な被害が発生することも懸念されている。

このような背景を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」が公布・施行された。

これまで、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災において、地震による犠牲者の多くが住宅・建築物の倒壊によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化が推進されてきたほか、地域防災力の充実強化や緊急消防援助隊の機能強化といった取り組みも着実に進められてきた。

また、近年では、平成 26 年 8 月の広島市における豪雨による被害を踏まえ、土砂災害特別警戒区域等の指定促進や警戒避難体制の整備が進められた。

平成 30 年 7 月の西日本豪雨においても、さまざまな気象情報や避難情報が必ずしも住民の避難行動に結びつかなかったことから、「避難勧告等に関するガイドライン」が改正され、新たに「警戒レベル」が導入された。

長崎県では、昭和 57 年の長崎大水害、平成 2 年～7 年の雲仙普賢岳噴火による災害をはじめ数々の自然災害に見舞われており、平成 17 年度の地震等防災アセスメント調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害が想定されている。

本市においては、平成 9 年 10 月の竜巻、平成 11 年 6 月及び平成 21 年 7 月の集中豪雨により死者が発生した。また、平成 29 年 6、7 月、令和元年 8 月には、これまで経験したことのない 50 年に一度の記録的な大雨に見舞われ、大きな被害を受けた。

地震災害では、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震において、震度 5 強を記録し、建物や港湾施設などに多大な被害をもたらした。

これまで様々な災害の経験に基づき、被害を軽減するべく対策がとられてきたが、社会状況の変化や気候の変動など自然災害と対峙するにあたって考慮すべき環境は日々変化しており、時代の流れや地域の特性を考慮しながら適切に防災対策を進めていく必要性は一層高まっている。

特に近年の猛烈な台風や豪雨は、地球温暖化に起因するとされている。この中であって、本市は令和元年 9 月 25 日に「気候非常事態宣言」を宣言し、地球温暖化を回避するための脱炭素化の実現に向けて、SDGs 未来都市として、市全体で取り組むべき活動を打ち出しているところである。

本計画は、このような取り組みと国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化を図るため、地域の脆弱性評価を実施し、強靱な地域づくりのための計画を策定するものである。

2. 彦岐市国土強靱化地域計画策定の趣旨、目的及び計画期間

今すぐにでも発生し得る大規模災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成25年12月11日、国土強靱化基本法が施行された。

この法律の目的、基本理念は以下のとおりであり、第4条において地方公共団体の責務、第13条において地域計画の策定について規定されている。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害等（以下単に「大規模災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

もとより、市町村においては災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため様々な防災対策を行なっているところであるが、国土強靱化基本法の理念、責務に基づいて、大規模災害のリスクを踏まえ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられる

ような強靱な行政機能、地域社会を事前につくりあげることが重要である。

本市が直面する大規模災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、壱岐市国土強靱化地域計画を策定する。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とするが、必要に応じて随時修正するものとする。

3. 彦岐市の特徴、想定される大規模災害

彦岐市国土強靱化地域計画を策定するに当たっては、本市が有する地勢、気象条件、想定される災害等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討等を行い、本市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。以下に本市が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模災害について示す。

(1) 彦岐市の特徴

災害に関する特徴

ア 豪雨、台風、土砂災害の危険性

気候の特性として、梅雨前線の活発化による豪雨や台風の接近、上陸による強風、高潮等の甚大な被害を受けてきた。また、地勢は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを越える山地が占める面積は極めて少なく、耕地面積が約28%に及ぶ。しかし、急傾斜地が多く、土砂災害危険箇所が1,960箇所となっており、土砂崩れや地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害の危険性が高い。

イ 南海トラフ巨大地震への対応

九州の北西部に位置し、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震の想定津波高、最大震度は太平洋側の各地域に比べると低く（内閣府公表の被害想定）、本市には「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」や「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定もない。このため、九州内で大きな被害が想定される宮崎県、大分県、鹿児島県をはじめ、南海トラフ巨大地震により被害が想定される地域を、長崎県を通じてバックアップしていく必要がある。

地勢に関する特徴

ウ 臨港周辺地に住宅が密集

地形の特性から、臨港周辺地に住宅が密集している。このような地域は、地震時等に大規模火災のリスクが高いことや、道路が狭く緊急自動車等の進出が困難となるケースが考えられ、計画的な改善整備に取り組む必要がある。

エ 離島地域

本市は長崎県の北西部に位置する離島であり、また、島西部には、大島、長島、原島からなる二次離島が存在することから、交通ネットワークの整備や海上輸送、空中輸送の体制整備など特別な配慮が必要となる。

社会環境に関する特徴

オ 人口減少・高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、本市の2030年の総人口は20,503人、高齢化比率は41.9%と今後も人口減少と少子高齢化が進むと予想される。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下につながるおそれがある。

(2) 杵岐市において想定される大規模災害

ア 大雨、豪雨

本市における大雨等の原因は、梅雨前線や低気圧であり、日降水量が 100mm 以上は大部分が梅雨期に起こっているが、重大災害に結びつくおそれがある 200 mm 以上の大雨に見舞われる可能性がある。梅雨前線が長期間停滞したり、1 時間に 100mm を超える豪雨が 2 時間も続くことがある。

[過去の被災事例]

(ア) 令和元年 8 月の大雨

令和元年 8 月 27 日から 30 日にかけて、活発な秋雨前線の影響で、断続的に発達した雨雲がかかり続け、「50 年に一度の記録的大雨」となった。連続雨量が島の南部に位置している地域である初山地区 365mm、石田地区で 411mm 観測され、この 2 地区に土砂災害警戒情報が発表された。被害状況としては、道路冠水や河川の護岸崩落、宅地の石積みの崩落、個人宅倉庫の地滑りなどがあった。

(イ) 平成 29 年 6 月、7 月の大雨

平成 29 年 6 月 29 日から 30 日にかけて、九州南部にあった梅雨前線が北上し、対馬海峡に停滞した。梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流入したため、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲が次々と対馬海峡へ流れ込んだ。

本市では、雷を伴った猛烈な雨となり、芦辺地区では連続雨量が 468mm、最大時間雨量 107mm を観測した。

また、平成 29 年 7 月 6 日から 7 日にかけても、対馬海峡に停滞していた梅雨前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込んで、局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降り、芦辺地区では連続雨量 416mm、最大時間雨量 119mm の猛烈な雨を観測した。いずれも「50 年に一度の記録的大雨」となった。被害状況は、人的被害はなかったが、道路、河川、農地、林地の災害や土砂崩れ、道路陥没・冠水、家屋の全壊、床下浸水などがあった。



道路の陥没（市道横山線）



土砂崩れ（市道清東川津線）

(ウ) 平成 21 年 7 月の大雨

平成 21 年 7 月 24 日から 25 日にかけて、対馬海峡に停滞する梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した。本市では、7 月 24 日 13 時頃から 18 時頃にかけて猛烈な雨が降り、最大時間雨量が芦辺地区で 103mm、石田地区で 111mm を観測し、市内で死者が 1 人出たほか、土砂災害などが多数発生した。

(エ) 平成 11 年 6 月の大雨

平成 11 年 6 月 29 日に九州南部付近の梅雨前線が北上し、九州北部において、停滞、活動が活発化して、土砂災害や床上浸水などの大きな災害をもたらした。芦辺地区では、連続雨量が 257mm、最大時間雨量 95mm を観測し、市内で死者 1 人、負傷者 1 人の被害が発生した。

イ 台風による強風、大雨、高潮、高波

本市は、台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきたが、台風の周りには活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらす洪水、浸水害、土砂災害等が発生させる。また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波による浸水害が発生することがある。

[過去の被災事例]

(ア) 令和 2 年 9 月 6 日～7 日の台風 10 号

9 月 1 日に小笠原近海で発生した台風 10 号は発達しながら南西に進み、7 日には中心の気圧 945hPa、中心付近の最大風速 45m の大型で非常に強い勢力で本県を通過した。

本市には 7 日の午前 5 時から午前 6 時にかけて最接近し、最大瞬間風速 40.6m（壱岐空港）、最大 60 分雨量 8mm（壱岐振興局）を観測した。

1,199世帯、2,225人が避難し、人的被害はなかったが、停電、倒木、港湾施設、光ケーブル断線等の被害が発生した。

(イ) 昭和62年8月31日の台風12号

台風12号は8月31日夜間に、福江市の西約90kmの海上を通過して、31日4時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。本市の風速は、記録が残されていないが、福江の最大風速は31.3m、最大瞬間風速は55.6mの観測史上最大の風速を観測した。また、厳原では最大風速は21.8m、最大瞬間風速は52.1mを観測した。

本市では、重傷者3名、軽傷者7名の被害が発生した。

ウ 地震、津波

平成17年度の地震等防災アセスメント調査において、長崎県では雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で建物被害34,262棟、死者数2,001人等の被害を想定しており、地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波等による物的、人的被害が想定される。

本市においても活断層の存在も確認され、土砂崩れや構造物の破損に加え、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害が広範囲に及ぶおそれがある。また、離島という自然条件から津波の危険性も高い。

[過去の被災事例]

(ア) 平成17年3月20日の福岡県西方沖地震

本市で震度5強を観測し、負傷者2人、住宅全壊1棟、港湾施設及び住家一部破損16棟の被害が発生した。



被災した岸壁(印通寺港)。壱岐市で震度5強

(イ) 元禄13年(西暦1700年)4月15日の壱岐・対馬地震

地震の推定規模はM7.0で、死者は不明であるが、石垣や墓石はことごと

く崩れて、家屋も大半が破壊されたとされている。

エ 渇水

本市の水利特性は、流路延長が短い中小河川が多く、保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に渇水被害を受けてきた。

[過去の被災事例]

(ア) 平成6年の渇水

平成6年は、1月～5月までは平年よりやや少ない程度の降水量であったが、梅雨入り後は、梅雨前線の活動が不活発で、晴れる日が多く降水量も少なかった。梅雨明け以降も、高温・少雨・多照の傾向は7月、8月と続き、日最高気温、月平均気温の最高値、月降水量の最小値等が各地で更新され、9月以降も続いた少雨傾向は平成7年2月まで継続した。

平成6年渇水の降雨の特徴は、空梅雨とともに7月、8月の降水量が、平年に比べると極端に少ない状態で、9月以降も60%程度の降水量しかなく、梅雨期から台風期にかけて降水量が多い時期に異常な少雨傾向が継続したことである。

オ 原子力災害

本市の南部に位置する一部の地域において、九州電力㈱玄海原子力発電所より半径30キロ圏内にあり、地震・津波災害を原因とした原子力災害が発生するおそれがある。

4. 壱岐市国土強靱化地域計画の基本的考え方

(1) 取組の基本的な姿勢

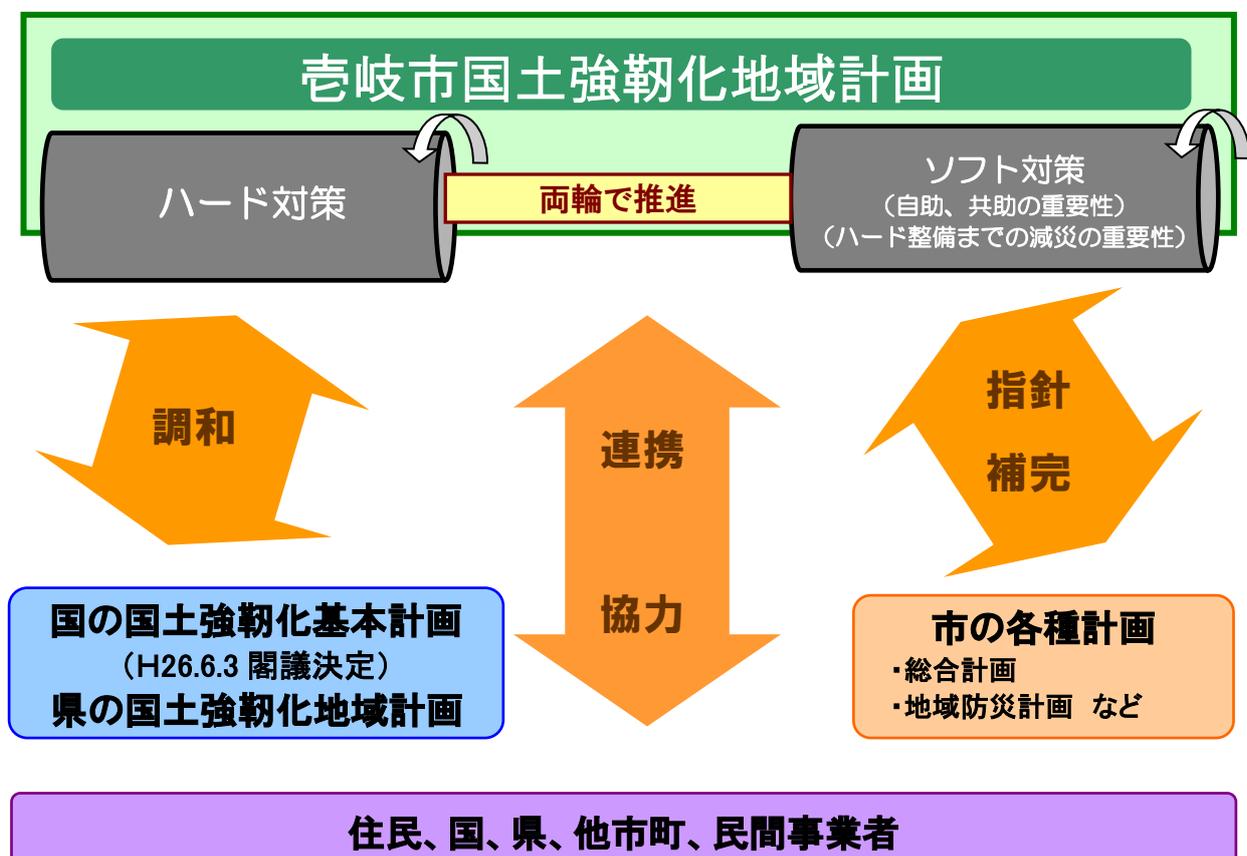
本市の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行なう仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

本市の強靱化を行うにあたっては、基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や大規模災害時に相互応援を実施する県や他市町、民間事業者と一体となって推進していくことが重要であることから、国、県、他市町、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

なお、壱岐市総合計画や壱岐市地域防災計画等既存の計画の見直しや施策の具体化に際しては、指針、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。



主なハード対策

- インフラの維持管理・更新
- 災害対応力を強化するための道路整備
- 住宅等の耐震化の推進
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化
- 各沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備推進
- 道路、港湾等の老朽化・耐震対策等の推進
- 砂防事業、森林整備事業等の推進

ハード整備には一定の期間が必要

主なソフト対策

- 防災情報の収集や発信の強化
- 災害教訓の家庭や地域での伝承
- 各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育・自主防災組織結成の促進
- ボランティアコーディネーターの養成
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化
- 要配慮者の避難支援対策の促進
- 告知放送システムの更新
- ヘリコプターによる空中輸送体制の確立

ソフト対策と両輪で推進し、切れ目のない強靱化

(2) 想定するリスク

本市が被害を受けるリスクとしては、自然災害の他に大規模な事故や原子力災害などが考えられる。これまで本市において被害が発生した災害は、自然災害だけであるが、東日本大震災での東京電力(株)福島第一原子力発電所が明らかにした、原発事故は広大な地域に壊滅的被害をもたらすという事実も見据え、本地域計画が想定するリスクは、大規模自然災害及び原子力災害（以下、「大規模災害」という。）とする。

(3) 目標

本市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模災害から生命、身体及び財産の保護を図り、災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び離島である本市の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、5つの基本目標、9の事前に備えるべき目標を設定する。

ア 基本目標

- (ア) 人命の保護が最大限図られること
- (イ) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (ウ) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (エ) 迅速な復旧復興
- (オ) 南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保

イ 事前に備えるべき目標

- (ア) 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (イ) 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (ウ) 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (エ) 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (オ) 大規模災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (カ) 大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上

下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- (キ) 制御不能な二次災害を発生させない
- (ク) 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- (ケ) 大規模災害が発生したとしても、本土からの孤立化を回避する

(4) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国の基本計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本市の特性に応じた原子力災害や本土からの孤立化という事態を加えた40のリスクシナリオを設定する。

脆弱性評価、対応方策（推進方針）の設定については、別紙のとおり。

沓崎市が想定する基本目標、事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命保護が最大限に図られる ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2)	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3)	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5)	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興 ⑤南海トラフ巨大地震に備	2 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止
		2-2)	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
		2-3)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4)	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-5)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
		2-6)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺
		2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
3	大規模災害発生直後から必	3-1)	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

えた東九州等のバックアップ機能の確保		要不可欠な行政機能は確保する	3-2)	市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
			4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5	大規模災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
			5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3)	海上輸送の機能の停止による内外貿易への甚大な影響
			5-4)	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
			5-5)	食料等の安定供給の停滞
	6	大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態
			6-5)	異常湧水等により用水の供給の途絶
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生
			7-2)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-4)	原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による甚大な影響
			7-5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-6)	風評被害等による経済等への甚大な影響
	8	大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

		8-4)	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6)	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	9	大規模災害が発生したとしても、本土からの孤立化を回避する	9-1)

(5) 施策分野

壱岐市国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の4つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

ア 横断的分野

- (ア) リスクコミュニケーション
- (イ) 老朽化対策
- (ウ) 本土からの孤立化対策
- (エ) 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能

イ 個別施策分野

- (ア) 行政機能/警察、消防
- (イ) 住宅・都市、環境
- (ウ) 保健医療・福祉
- (エ) 産業（情報通信、エネルギー、産業構造）
- (オ) 農林水産
- (カ) 国土保全・交通（国土保全、交通・物流）

5. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な壱岐市をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを本市の特徴に沿って以下に示す。

(1) 災害

昭和 62 年の台風 12 号、平成 11 年、21 年の集中豪雨、平成 29 年、令和元年の 50 年に一度の大雨等、台風や豪雨によって土砂災害や強風による被害を受けてきた本市においては、道路、河川や土砂災害に対する施設の整備やハザードマップ作成などの取組を行ってきた。

気候変動による局地的豪雨の増加の懸念も高まる中で、施設整備についてはコスト削減を図りながら投資効果の高い箇所に重点的、集中的に行っていく必要がある。その他、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ作成が途上であるといった課題がある。

また、災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難指示等の判断材料となるなど重要な要素であることから、県の総合防災ポータルサイトや河川砂防情報システムを活用しているが、このようなシステムについても、人材育成を含め、一層の充実強化を図っていく必要がある。

地震・津波については、これまで元禄 13 年(西暦 1700 年)の壱岐・対馬地震や平成 17 年の福岡県西方沖地震で物的被害が発生したほか、地震等防災アセスメント調査において、県内で建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害が想定されており、県とともに住宅・建築物の耐震化や海岸堤防の整備、警察、消防、*DMAT等の救助、救急活動体制の強化を図ってきた。

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に関しては、対岸の火事ととらえることなく、まずは自らが地震・津波に対して十分な強さを有することが重要である。課題として、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置、安全性が確認できていないこと、無電柱化の対策が途上であること、住宅、建築物、道路、港湾等の耐震化に引き続き取り組む必要があること、救助、救急体制について必要な装備資機材の整備や通信基盤、施設の堅牢化、高度化等が進捗途上にあること等が挙げられる。

(2) 地勢

本市には、臨港周辺地に住宅が密集している地域が存在し、道路が狭いことで地震時などに緊急車両が通れないところもあり、避難地の整備や建築物の不燃化等を図る必要がある。このような密集地域については改善整備の取組が進んでいるが、解消には至っていない。

また、本市は離島であるので、大規模災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐために防災、震災対策を進めている。しかしながら、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及び*リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、

洪水、土砂災害、津波対策といった取組はまだまだ途上であり、重要港湾における港湾※BCP（事業継続計画）が策定されていないこと等の課題がある。

(3) 社会環境

大規模災害時には、行政が全ての被災者を直ちに支援することが難しいことから、住民一人ひとりが自ら防災対策を講じ、適切な避難行動をとること、家族、学校、地域での対応力の強化を図り、地域で助け合って救助活動を行うなどの取組により被害の軽減が期待できる。

本市では、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めることとしている。しかし、全国的に進行する人口減少、高齢化は本市においても例外ではなく、地域コミュニティの崩壊やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念されている。このような社会環境の変化を見据えれば、自助、共助を強化する取組の一層の充実強化や、災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実などがますます重要となってくる。

※DMAT

大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

※BCP

Business Continuity Plan(事業継続計画)企業等が、災害や事故等緊急事態が起こった際に事業を継続するために定めておく計画。

6. 施策分野ごとの対応方策(推進方針)

【横断的分野】

(1) リスクコミュニケーション

- ア 長崎県防災ポータルを活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。(総務部ほか)
- イ 過去に経験した災害から得られた教訓(災害教訓)を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に活かす方策を推進する。(総務部ほか)
- ウ 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国、県と協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。(総務部、建設部)
- エ 学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。(教育委員会)
- オ 大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、県・社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。(市民部ほか)

長崎県総合防災ポータルサイト

<https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/>

長崎県河川砂防情報システム

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>

長崎県管理国県道 道路通行規制情報

<https://ijikanri.doboku.pref.nagasaki.jp/~kisei/>

気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(2) 老朽化対策

- ア 既存インフラは建設後50年を迎える割合が加速度的に増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする。(建設部ほか)

- イ 維持管理計画を策定している対象施設（橋梁、トンネル、港湾、漁港、空港など）については、計画に基づき、適切な維持管理・更新を行い、安全性の確保、トータルコストの縮減・平準化に努める。（建設部、農林水産部）
- ウ 既に耐震化が完了している市立学校、幼稚園、保育所、認定こども園、及び社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。（教育委員会、市民部）
- エ 建物や設備の保全については、事後的な保全から計画的な予防保全へ転換し、耐震性がある市有施設の長寿命化を推進する。また、特定の時期に更新時期が集中することは、大きな財政負担となるため、更新時期の平準化を図る。（総務部ほか）

(3) 本土からの孤立化対策

- ア 物資輸送ルートを実際に確保するため、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備や海上輸送拠点である港湾の第一線防波堤の耐波性の強化や係留施設等の機能確保を着実に推進するとともに、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定や建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開などの支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。（総務部、農林水産部ほか）
- イ 本市の重要港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。（農林水産部）
- ウ 航路を有する全ての漁港において、旅客船ふ頭の老朽化対策を推進する。（農林水産部）
- エ 本市における交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災、耐震対策、空港・港湾・漁港までのアクセス性の向上等）を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。（農林水産部・建設部）
- オ 災害廃棄物の広域処理に関する国及び九州各県の検討状況について、県と情報共有を図りながら、災害廃棄物輸送方策等について、県災害廃棄物処理計画等を参考に、市の災害廃棄物処理計画を策定する。（保健環境部）
- カ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が

発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した市民生活が維持できるよう再生可能エネルギー電気を動力源として利用できるEV・PHEV車の導入を促進する。(企画振興部)

キ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、消防本部)

ク 大規模災害が発生した場合に備え、住民や災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。(総務部ほか)

ケ 防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道及び市道の強靱化を図る。(建設部)

(4) 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能

ア 南海トラフ巨大地震発生時においても迅速なバックアップが行えるよう、本市の国土強靱化を適切に進める。(危機管理課・消防本部)

【個別施策分野】

(5) 行政機能／警察、消防／教育等

ア 災害対策拠点となる市役所郷ノ浦庁舎が、九州電力(株)玄海原子力発電所より半径30キロ(UPZ)圏内に位置しているため、30キロ(UPZ)圏外に原子力災害時に避難施設並びに災害対策本部機能を有した防災拠点施設の新設に向け、国に対し予算措置等の要望を行う。(危機管理課)

イ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設の耐震対策等を促進し、必要な装備資機材等の整備を図る。天井等非構造部材の耐震対策を推進する。(危機管理課、教育総務課、社会教育課)

ウ 重要な防災拠点としての安全性能基準を満たし、司令塔機能を十分に発揮できるように庁舎の維持管理に努める。(建設課、危機管理課、施設所管課)

エ 市内行政機関等(消防を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う。また、被災市町への職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を行う。(総務課、危機管理課)

オ 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等(公共施設等)において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の

- 整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。(危機管理課)
- カ 市内行政機関（消防を含む）の機能確保はレジリエンス（強靱さ）の観点から極めて重要な意味を担うことから、BCPの見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制の強化を図る。(危機管理課)
- キ 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。(危機管理課、消防本部)
- ク 市内行政機関（消防を含む）のBCPを適切に整備するための協議の場を設け、働きかけを行っていく。(危機管理課、消防本部)
- ケ 災害現場での人命救助能力の向上のため、訓練練度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。(危機管理課、消防本部)
- コ 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。(危機管理課、消防本部)
- サ 防災部局や上下水道課の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて、人材育成を推進する。(危機管理課、上下水道課)
- シ 認定こども園等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、施設維持のための整備を推進する。(いきいろ子ども未来課)
- ス 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、およびリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる港湾施設の耐震、耐波性能の強化、交通ネットワークの構築のため主要幹線道路等の重点的な整備洪水、土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策等、治山対策等）の着実な進捗を図る。また、災害発生時の輸送を支える主要道路等（国道、県道、市道）の整備を計画的に推進する。(水産課、建設課)
- セ 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(水産課、建設課)
- ソ 公共下水道事業において、ストックマネジメント基本計画に基づく長期的な改築事業を実施する。(上下水道課)

- タ 漁業集落排水整備事業において、機能保全計画に基づく長期的な改築事業を実施する。(上下水道課)
- チ 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。(消防本部)
- ツ 施設の耐震化等地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線のデジタル化等情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。(消防本部)
- テ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。(消防本部)
- ト 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。(消防本部)
- ナ 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の改築や大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。(教育総務課)
- ニ 学校の耐震補強工事については目標を達成したため、引き続き、適切な状態で維持管理を行うとともに、施設の老朽化に伴う防災機能強化及び非構造部材の耐震化を行う。(教育総務課)

(6) 住宅・都市、環境

- ア 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。(危機管理課、建設課)
- イ 民間事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。(危機管理課)
- ウ 港湾、空港等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を県や地域と連携して推進する。(危機管理課)
- エ 罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に精通した人材について、国や県の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。(危機管理課、税務課)
- オ 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源の有効利用等の取組みを推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。(農林課)

- カ 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。また、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づき行っていく。
(環境衛生課)
- キ 県と連携して、PCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた県及び市における災害廃棄物処理計画を策定する。(環境衛生課)
- ク 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を地域と連携して推進する。また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(建設課)
- ケ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のため、県と連携し調査を実施する。(建設課)
- コ 水道施設の耐震化については、施設の耐震性能の調査や耐震計画、更に事業全体を見据えた施設更新計画を策定する。また、自然災害の影響を受けやすい事も鑑み、過度な地下水依存とならない事にも留意する。企業会計である上水道事業は独立採算が基本であり、県内他水道事業体と共同で、県を通じ国への補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等についても求めていく。(上下水道課)
- サ 公共下水道、漁業集落排水諸施設への接続を推進する。老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を推進する。(上下水道課)
- シ 社会体育施設、社会教育施設の耐震対策等を促進し必要な装備資機材の整備を図る。(社会教育課)
- ス 社会体育施設の吊り天井等非構造部材の耐震対策を推進する。(社会教育課)
- セ 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行う。(社会教育課)

(7) 保健医療・福祉

- ア 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
(危機管理課)
- イ 長崎県作成の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」等に基づき、備蓄目標品目の必要数量を確保する。(危機管理課)

- ウ 避難所は災害発生時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努めるとともに、未対応の施設についてもバリアフリー化を推進する。(危機管理課、施設所管課)
- エ 避難行動要支援者名簿を基に、個別支援計画を策定する。(危機管理課)
- オ 国や県のガイドラインに基づき、ペットを受け入れることが、可能な避難所を確保する。(危機管理課)
- (ア) 警察・消防、保健師のほか、自治公民館や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。
- (イ) 指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治公民館等の地元住民とも連携しながら周知する。
- (ウ) 車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。
- (エ) 避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高いSNS（公式LINE、Facebook等）を活用する。
- カ ペットと同行できる避難場所の確保については、国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」を参考とする。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発する。(危機管理課)
- キ 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿にかかる個別避難計画（個別支援計画）については、県内や他市の先進事例を参考に、課題を整理したうえで、策定する。(危機管理課)
- ク 被災時における大量の傷病者に対応するため、医師会と災害時協定を締結し、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。(危機管理課)
- ケ 避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるように、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所設営・運営マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮する。(危機管理課・健康増進課・いきいろ子ども未来課)
- コ 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的

- な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。(危機管理課、市民福祉課、保険課)
- サ 災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症・食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、市部内横断的に体制づくりを行う。(健康増進課)
- シ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から啓発や予防接種を促進する。(健康増進課)
- ス 長崎県の災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や壱岐保健所の指導・支援を得て健康相談、栄養相談に従事し、また消毒や害虫駆除等については、実施体制の構築を推進する。(健康増進課、環境衛生課、長寿支援課、いきいろう子ども未来課)
- セ 災害時における避難場所や緊急物資等の受入地となる防災機能を有した緑地の整備を推進する。(水産課)
- ソ 災害派遣医療チーム(DMAT)が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、およびリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のための主要道路等(国道、県道、市道)の重点的な整備、港湾施設の耐震・耐波性能強化や老朽化対策、洪水・土砂災害対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。また、災害時における移動円滑化のため、歩道整備を実施する。(水産課、建設課)

(8) 産業(情報通信、エネルギー、産業構造)

- ア 土砂災害警戒情報について、市民に対し、確実に周知するとともに、土砂災害のメッシュ毎の危険度により、避難指示等の発令を判断する。(危機管理課)
- イ エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自主防災組織の充実強化を図る。(危機管理課)
- ウ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備を促進する。(危機管理課)
- エ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。(危機管理課、水産課、農林課)
- オ インターネットサービスは、有線に限らず携帯電話・タブレットなどの無線も普及しており、災害時には有効である。また、基幹系システムを標準化し、クラウド化することで復旧を早める対策などを検討する。(情報管理課)
- カ 情報伝達の不備により避難行動の遅れに伴い、保護者への引き渡しの遅れ等

- による子どもたちへの被害を防ぐため、情報伝達手段の運用を検討する。(いき
いろ子ども未来課)
- キ 関係施設の ICT 化や SNS の活用など、情報伝達手段の運用を検討する。(いき
いろ子ども未来課)
- ク 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のため
の需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理す
る。(危機管理課)
- ケ 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく
情報発信する体制を強化する。(危機管理課、消防本部)
- コ 告知放送システムの更新、旅行者(外国人を含む)を含めた避難者に対する
避難標識等の情報提供の在り方の検討、一般への情報の確実かつ迅速な提供手
段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保
するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害
関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進
する。(危機管理課、消防本部)
- サ 光ケーブル施設の予防保守により、災害時の障害リスクを減らす対策をとる。
また、現在はセンター集中管理である機能をサブセンターに一部移すことによ
り、災害時の障害範囲を減らすことを検討する。また、コミュニティ FM につい
ては、災害時に一部伝送路の無線化や災害時に利用できる高出力対応の機器を
整備しているが、難聴地域の整備や機器の更新などの課題解決を図る。(情報管
理課、危機管理課)
- シ 被災事業者に対する資金繰り改善策を効果的に行うため、制度融資等の充実
を図る。(商工振興課)
- ス 被災事業者の事業計画を可能とするため、BCPの策定促進を図る。(商工振
興課)
- セ 被災者への消費生活相談の充実を図る。(商工振興課)
- ソ 石油等を受入れる港湾施設の耐震化等や地震・津波対策を着実に推進すると
ともに、石油等を取扱う港湾における関係者が連携したBCPを策定する。(水
産課)
- タ インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾施設の
防災、震災対策、老朽化対策、リダンダンシーの向上や地震・津波・風水害対
策等を着実に実施する。また、災害発生時の輸送を支える主要道路等(国道、
県道、市道)の整備を計画的に推進する。あわせて、災害時における移動円滑
化のため、歩道整備を実施する。(水産課、建設課)

チ 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続きの改善等を検討する。(水産課、建設課)

(9) 農林水産

ア 農地の荒廃を防止し、持続可能な農業を確保するため、地域計画を作成し、地域の将来を担う中心経営体を明確にするなど地域農業の担い手の育成・確保を図る。(農林課)

イ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策を推進し、物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の老朽化対策等を推進する。(農林課、水産課)

ウ 防災重点ため池・老朽ため池については、国・県の事業化を推進して、更新工事を行う。また、施設の耐震化等のハード対策に加えて、ハザードマップの作成等のソフト対策を並行して実施し、地域の防災力の向上に取り組む。(農林課)

エ 農業用ため池については、平成26年度までに一斉点検を完了しているが、中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を推進する。(農林課)

オ 山地災害の恐れがある箇所調査結果を県より提供を受けることにより、ハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策が図れるように連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的、効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。(農林課)

カ 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに県と連携して、ハザードマップの早期作成、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。また、土砂災害防止法による特定開発行為の抑制を行い、危険な地域への居住を制限する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。(農林課、水産課)

キ 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利

施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。また、活動の資金として国の各種制度を活用しながら取組を推進する。
(農林課)

ク 森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸造活動等により、森林整備・保全活動を推進する。(農林課)

ケ 森林整備については、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐、広域樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植樹維持による生態系生息環境への配慮による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。
(農林課)

コ 有害鳥獣などは IC・IOT 技術・ドローン等を使った最新の捕獲方法や大型捕獲器・施錠付箱わななどを導入し、駆除数増加を推進する。(農林課)

サ 耕作放棄地の増加による森林・農地の国土保全機能低下を抑制するため、農地の貸し借りを推進する農地中間管理事業を行う。(農林課)

(10) 国土保全・交通（国土保全、交通・物流）

ア コミュニティバスの運行を管理している地域と連携を図る。(総務課)

イ 災害時、利用可能な駐車場などの交通施設については、避難所並びに集団避難の際の一時避難所としての利用のほか、ライフライン等の復旧に係る車両の駐車場や資材の仮置き場など、状況に応じ円滑に対応できるよう努める。(管財課)

ウ 地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減を図るため、避難体制の確立や原子力防災資機材の整備など、国、県と連携して、原子力防災対策を推進する。(危機管理課)

エ 本市において、全住民が避難しなければならない事態に備え、島外への避難が円滑に実施できるように避難拠点港の整備を行う。また、広域避難先自治体との協議を進める。(危機管理課、水産課)

オ 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、市における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進する。(危機管理課)

カ 警察と連携し、自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組を推進する。(危機管理課)

- キ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。(危機管理課)
- ク 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。(危機管理課)
- ケ 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・地域住民・施設管理者等と連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難できる体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。(危機管理課、建設課、農林課)
- コ 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(危機管理課、建設課)
- サ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を推進する。(農林課)
- シ 保安林もしくは保安林施設地区に指定することにより、立木の伐採や土地の形質の変更を規制し、山地災害の発生を抑制する。(農林課)
- ス 本市における農道施設等の道路ストックの個別施設計画を策定し、道路施設の長寿命化を図るため、計画的な維持更新対策を推進する。(農林課)
- セ 既存ストックであるかんがい施設の長寿命化を図るため、国・県の各種事業を有効利用し、大規模改修を実施する。(農林課)
- ソ 中山間地等における代替輸送路の情報の収集や制度の向上に努める。(農林課)
- タ 交通施設の災害対応力を強化する対策(道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化等)、交通施設を守る周辺対策(水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水、治山、海岸、砂防等の対策)を推進する。(農林課、建設課)
- チ 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組(代替ルートの整備・検討・普及・啓発のための体制構築等)を関係機関が連携して推進する。(建設課)
- ツ 本市における交通施設の災害対応力を強化するための、主要道路等(国道、

- 県道、市道)の重点的な整備によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらには、災害時の孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の道路の強靱化を図る。また、災害時における移動円滑化のため、歩道整備を実施する。(建設課)
- テ 防災拠点港における耐震強化岸壁の整備や海上輸送拠点である港湾の第一線防波堤の耐波性の強化や係留施設等の機能確保を着実に推進するとともに、既存施設の老朽化対策を実施し、リダンダンシーを確保することで、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(水産課)
- ト 水産物の生産流通拠点となりうる港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い港湾施設の整備を推進する。(水産課)
- ナ 海岸堤防の老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。(水産課)
- ニ 道路の寸断により孤立集落が発生した場合は、孤立化が長期化しないための対応方策を検討する。(水産課)
- ヌ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。(水産課)
- ネ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾・漁港、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。(水産課、建設課)
- ノ 河川の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(建設課)
- ハ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。(建設課)
- ヒ 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。(建設課)
- フ 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、地域と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあ

り方を検討する。(建設課)

7. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けをおこない、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、18の重点化すべき対応方策（推進方針）を選定した。

以下に重点化すべき対応方策（推進方針）により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

重点化にあたっての視点

- 【a】過去の災害経験（土砂災害等）
- 【b】地域特性（離島等）
- 【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- 【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

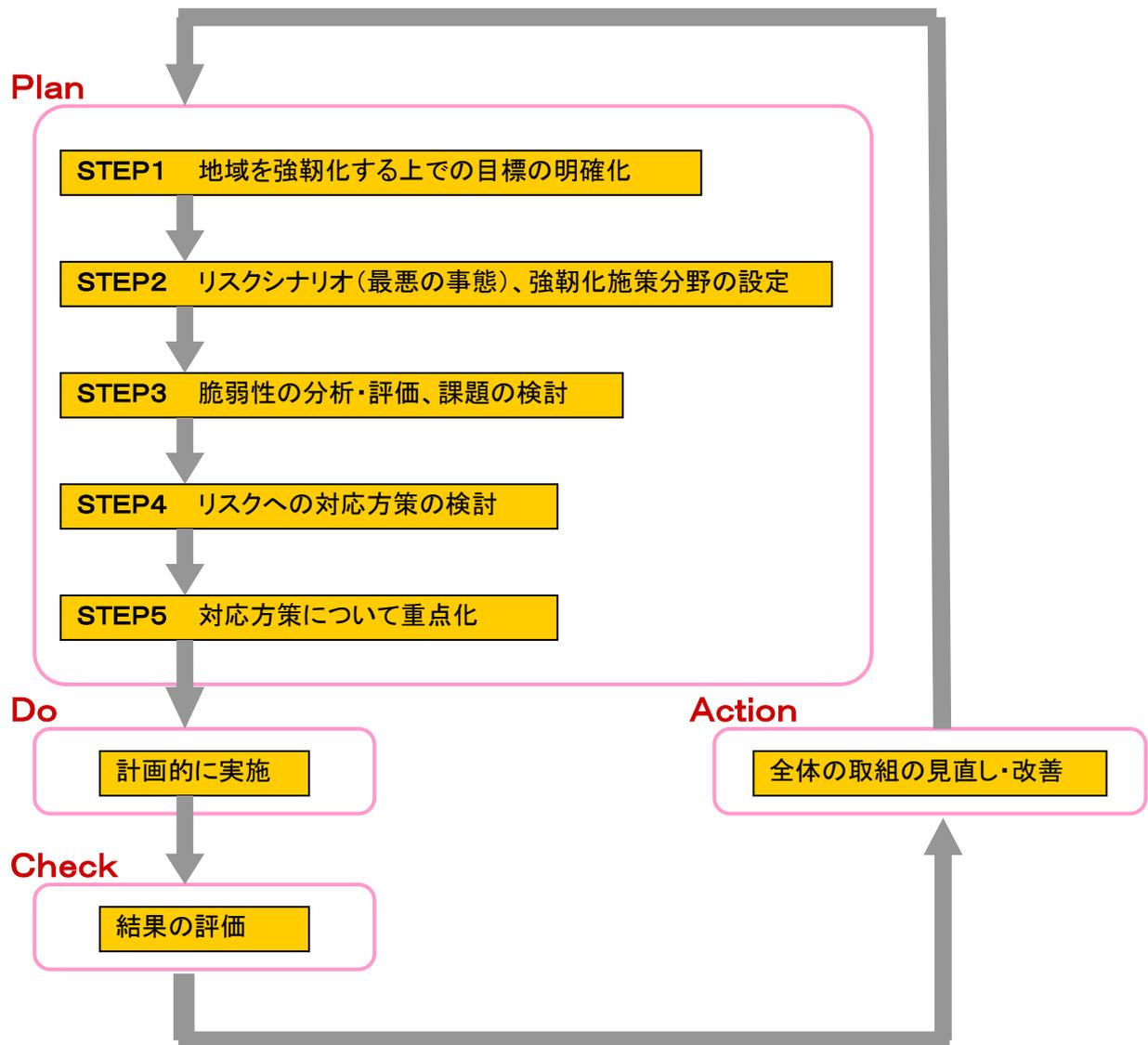
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	重点化にあたっての指標への該当
1-1) 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	d
1-2) 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	d
1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
1-5) 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	b d
1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	d
2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	b d
2-2) 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	b
2-4) 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	d
2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	
2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	b d
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
3-1) 信号機の前面停止等による重大交通事故の多発	
3-2) 市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	d
4-1) 電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止	
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	

5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
5-3)	海上輸送の機能の停止による内外貿易への甚大な影響	
5-4)	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	b
5-5)	食料等の安定供給の停滞	b d
6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	b
6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止	
6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態	b
6-5)	異常渇水等により用水の供給の途絶	c
7-1)	市街地での大規模火災の発生	
7-2)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-3)	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-4)	原子力発電所の事故に伴う放射線物質の放出による甚大な影響	d
7-5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7-6)	風評被害等による経済等への甚大な影響	
8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	c
8-4)	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	b c
8-5)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-6)	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
9-1)	インフラ損壊による本土からの孤立化	b c d

8. 計画の推進体制

彦根市国土強靱化地域計画にかかる施策を総合的、計画的に推進するため、以下の進め方により、PDCAサイクルをまわしていく。

(PDCAプロセス)



壱岐市国土強靱化地域計画

発 行 令和2年3月 策定
令和7年3月 改訂
長崎県壱岐市
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地
T E L 0920-48-1111
F A X 0920-48-1553